

「千曲市まちづくりアカデミー要綱」運用基準

令和3年6月1日

この基準は「千曲市まちづくりアカデミー要綱」の運用にあたり、要綱の第7条に基づき、必要な事項を定めるものである。

1. 「千曲市まちづくりアカデミー」

①概要

- 市が抱える政策課題の解決に資するため、まちづくりなどの各分野から、専門家をアドバイザーに委嘱する。
- 「まちづくりアカデミー」で取り扱う分野は市長が決定し、各分野に最も相応しいアドバイザーを学識経験者の中から学者等を中心に人選する。

②委嘱

- 委嘱名：千曲市まちづくりアドバイザー委嘱
- 人数：5名前後

③業務内容に関する役割

- 市長
 - ・アドバイザーの人選を行う。
 - ・部長会議に市政課題や自らの考えを提出し、アドバイザーに助言等を求める。
 - ・アドバイスの中から、政策化が可能であるかを担当部長に検討させる。
- アドバイザー
 - ・市の課題について、市長に助言等を行う。
 - ・市政の現行施策について市長に助言を行う。
 - ・市長の求めに応じ、または市の了解を得て市民または職員を相手に専門分野の講演会を開催する。
- 部長会議
 - ・直面する市政の課題を市長に報告する。
 - ・助言、提案についてアドバイザーと意見交換を行う。
 - ・助言、提案が市の政策になり得るか、検討のうえ市長に報告する。
- 職員・市民
 - ・市政課題に関するデータや資料などをまとめ、部長会議を通じてアドバイザーに提供する。
 - ・アドバイザーが実施する講演会を積極的に活用し、最新情報の吸収に努める。

④事務局

- 事務局は企画政策部 総合政策課 政策推進係に置く。
- 市長の人選したアドバイザーの委嘱交渉、手続き及び庶務を行う。
- 市長、アドバイザー、部長会議との連絡及び調整を行う。

⑤費用

- 謝 礼：会議および懇談時間一時間あたり 5,000 円
- 交 通 費：実費とする
- 宿 泊 費：実費とする
- 講師謝礼：講演会講師を務める場合は講師謝礼を支払う。金額については別途個別に協議する。

※「謝礼」、「講師謝礼」とも所得税法に定められた源泉徴収を行う。

2. まちづくりアカデミー事業イメージ図

